

VII. 結語

消費者契約法は、平成 13 年 4 月に施行されて以降、消費者と事業者との間で締結される消費者契約に包括的に適用される民事ルールとして、様々な場面で、その機能を発揮している。日常的に行われている消費者と事業者との間の取引を規律する役割を果たしているほか、日々多数の消費生活相談が寄せられる全国の消費生活センターその他の相談現場や、各種の ADR（裁判外紛争解決手続）、裁判所に訴訟が提起された事例においても、紛争解決規範として、消費者契約法が用いられている（例えば、訴訟に至った事例のうち、最高裁判決は 11 件あり、下級審裁判例も数多く見られる。）。また、消費者契約法の施行後、特定商取引法や割賦販売法をはじめ、消費者契約に関連する諸法令において、意思表示の取消しなどの民事ルールの整備も進められてきた。

本検討会では、施行後 10 年以上が経過した消費者契約法の規定の見直しのための準備作業として、これまでの同法の運用状況を把握すべく、消費者契約法の見直しに関連すると考えられる論点¹について、多数の裁判例及び相談等事例の収集を行った。具体的には、裁判例については、委員の報告やデータベース等を通じて収集した 750 件以上の事例のうち、消費者契約法の運用状況の把握に関連すると考えられる 163 件の事例を抽出して分析し、本報告書に掲載した。また、相談等事例についても、消費生活相談や法律相談等の実務の実態についての委員からの報告、PIO-NET、適格消費者団体による差止請求事例、国民生活センターの発表事例等を通じて収集した事例のうち、消費者契約法の運用状況の把握に関連すると考えられる 233 件の事例を抽出して分析し、本報告書に掲載した。収集した事例の中には、高齢者への勧誘が問題になったものや、インターネット上の取引に関するトラブルなど、消費者契約法施行後の高齢化、情報化といった社会の変化に関連していると思われる事例も多く見られる

これらの事例をもとに、本検討会においては、消費者契約法の運用状況がどのようなものか、また、消費者契約法の見直しに関する立法事実の候補となる事実としてどのようなものがあるかについて、各回において、各委員の知見に基づき、活発な議論が交わされてきた。

本報告書は、本検討会において収集された事例及びこれに関する議論を集約し、消費者契約法の見直しに関連すると考えられる個々の論点項目に応じて、問題の所在、関連事例、本検討会における議論状況について整理・分析を試みたものである（Ⅲ～Ⅵ）。

¹ 消費者委員会『「消費者契約法に関する調査作業チーム」論点報告』（平成 25 年 6 月）及び国民生活審議会「消費者契約法の評価及び論点の検討等について」（平成 19 年 8 月）において取り上げられた論点項目を中心として、幅広い論点項目について検討された。

本検討会における議論の中では、具体的な事例や民法（債権関係）改正の議論等を踏まえて、消費者契約に関して、解決が必要と考えられる課題についての指摘が多数見られた。他方、その解決方法としては、消費者契約法の改正のほか、各種業法その他の諸法令の改正や運用、ガイドラインや逐条解説等による法律の解釈の明確化、消費者教育の更なる充実なども含め、複数の方法が考えられるという指摘や、現在問題なく行われている取引に不当な影響を与えないよう留意すべきであるとの意見もあった。

今後、内閣総理大臣の諮問に基づき、消費者委員会において、消費者契約法の見直しのための本格的な検討が進められる際には、これらの点にも留意した上で、本検討会の成果を大いに活用していただき、充実した議論が行われることを期待している。